

平成29年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年 2 月21日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会



## 議事日程第1号

平成29年2月21日（火）

- |     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                                                             |
| 第2  | 会期の決定                                                                  |
| 第3  | 広域連合長あいさつ                                                              |
| 第4  | 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                              |
| 第5  | 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                            |
| 第6  | 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて       |
| 第7  | 議案第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第8  | 議案第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について                                     |
| 第9  | 議案第6号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                                |
| 第10 | 議案第7号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                         |
| 第11 | 議案第8号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                                       |
| 第12 | 議案第9号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                                |

---

### 本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

出席議員（29名）

1番 澤里富雄君	2番 菅原恒雄君
3番 鎌田幸也君	4番 小原享子君
5番 内館勝則君	6番 滝田松男君
7番 村田芳三君	8番 関善次郎君
9番 梶屋伸夫君	11番 安部重幸君
13番 及川修一君	14番 海老原正人君
15番 桜井博義君	16番 石亀貢君
17番 廣内和之君	18番 小松聡純君
19番 佐藤洋君	20番 早川久衛君
21番 阿部祐一君	22番 小松則明君
23番 高宮一明君	24番 田中二郎君
25番 金沢秀男君	26番 上山文雄君
27番 千田力君	28番 寺崎敏子君
30番 合砂丈司君	31番 北條喜久男君
32番 米倉清志君	

欠席議員（4名）

10番 山本賢一君	12番 岩渕善朗君
29番 田村剛一君	33番 石原弘君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤裕明君	副広域連合長	民部田幾夫君
事務局長	吉田春彦君	次長兼 総務課長	浅沼聡君
業務課長	猿舘直美君	会計管理者兼 会計室長 事務交代	主浜照風君

#### 職務のため出席した者

議会書記長 浅沼 聡 君      議会書記 鈴木 健二 君  
議会書記 小倉 匠 君

---

開会 午後 2時00分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） それでは、これより平成29年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、山本賢一議員、岩淵善朗議員、田村剛一議員、石原弘議員、以上4名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、13番 及川修一議員、14番 海老原正人議員の2名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

---

### ◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、広域連合長挨拶であります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成29年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度は平成20年4月の発足から間もなく9年がたちますが、国や県、市町村の皆様の御努力のおかげでおおむね制度は定着してきているものと感じております。平成29年度は10年目を迎えるわけですが、発足当初18万4,000人余りであった当広域連合の被保険者数は高齢化の進行により平成29年1月現在では21万2,000人余りと、発足当時に比べ15.2%伸びており、これに伴って医療費も年々増加しているところであります。

後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保は大きな課題であります。国におきましては制度の持続可能性を高めるため、世代間及び世代内の公平と、所得に応じた負担を求める観点から、来年度から一部の被保険者が対象となる保険料の軽減特例制度などの見直しを行うこととしております。当広域連合といたしましても、安定した制度運

営により被保険者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう制度の周知に努めるほか、市町村と連携しながら収入確保を図るための保険料収納率の向上対策や、医療費の軽減を図るため、被保険者の健康の保持、増進対策など積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、東日本大震災津波により依然として仮設住宅等での避難生活が継続している被保険者に対しましては、後期高齢者医療の一部負担金免除措置期間を本年12月末まで延長し、被保険者の負担軽減を図っていくこととしております。

本日は、低所得者の軽減基準を拡大するとともに、能力に応じた負担を求めることとする後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例や、平成29年度広域連合一般会計予算及び平成29年度後期高齢者医療特別会計予算など、計9議案を御提案申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

国及び県の例に準じ、行政職給料表、勤勉手当の支給率及び配偶者並びに子に係る扶養手当の支給額を改定するため提案しようとするものであります。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置としての国の措置により実施されてきました保険料軽減特例措置の見直しとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、被保険者均等割保険料の軽減対象を拡大するなど所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第2号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。



桜井議員。

○15番（桜井博義君） 滝沢市の桜井です。

まず、被保険者均等割保険料軽減対象ということですが、わずか5割軽減で5,000円ですか、2割で1万円ということで、わずかな軽減になるわけですが、その点について、どの程度の予算に影響があるのか。

次に、これまで軽減された措置、前にも聞いたような覚えありますけれども、5割2割軽減、そういったことが、国の特例が廃止に伴い軽減がなくなるということですが、これによつての保険料の予算にどのぐらい影響というか数字的にあらわれているのか、その点伺います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

軽減特例の見直しを行うことによりまして、金額的には3億円ほどの影響が出るかと推定しております。これは被保険者の方の負担が、全体でございますけれどもその分増えます。それに伴いまして国からの国庫支出金等が、その分が減るという仕組みになっているものでございます。

あとは、この5割及び2割軽減の今までの経緯の御質問ということでございますけれども、今回の改正でお願いします算定基準額ですが、今回は26万5,000円が27万円、また、48万円を49万円の改正という内容になっております。ここが最近では毎年のように5,000円から1万円程度、この基準額が増えているという経緯がございます。これに伴いまして、低所得者の方々がこれの軽減を受けられる方々が少しずつ増えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員。

○15番（桜井博義君） 先ほどの連合長の挨拶の中にも、公平性云々という話もありましたけれども、要するに均等割とかそういう応益負担に手をつけることは何となく、公平性とかそういうことを考えると果たしてどうかと思いますので、事務局でどのように考えているか伺います。

次に、一方で低所得者は非常に負担が多くなってくるのかなと思っておりますけれども、このような方の増減はどのようになっているか、その点について伺います。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） ただいまの応益負担についてのことでございますけれども、このことにつきましては、この制度発足以来、それぞれの所得に応じた負担を願うということが言われてきたところでございまして、それを急に今までの制度と変わって負担が増えるということがございましたので、その緩和措置をとってきたところでございますが、やはり全体の高齢者の方々の医療費の増大ということもございまして、今回、国のほうで見直しということになったものでございますので、ただ、それも今回はだんだんに、それもさらに軽減の一層増える形にはなりませんけれども、その辺もさらに急に増えていくということがないようにして、できるだけ負担を少なくするように考えられた制度だと思っておりますので、何とぞ御理解の上、皆さんの新制度への支援をお願いしたいというところでございます。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） 2点目の低所得者等への保険料の今後の見直しという御質問と思いますが、低所得者の方につきましては、国ではまず今の9割軽減とか8.5割軽減がございまして。それは当分の間は継続するという内容になっておりますので、その部分の今回の見直しというのはございません。

また、この所得割部分につきましては、国では段階的にもとに戻すということもございまして、ある程度所得がある方につきましては、負担の公平性という観点から応分の負担をお願いするというものになっていくものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員、いいですか。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び日程第7、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書14ページから16ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、平成28年12月22日に専決処分を行ったものがあります。

次に、議案書17ページから19ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の改正に伴い、平成28年12月22日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第3号及び第4号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第3号及び議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号及び議案第4号を一括採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書20ページをお開き願います。また、別冊の第3次広域計画をお目通し願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」であります。

広域計画につきましては、後期高齢者医療制度の実施に関して行う広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する県内全市町村が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理する事項として行う事務並びに広域計画の期間について、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき定めているものであります。

また、広域連合及び関係市町村が行う事務は、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課及び徴収に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務となっております。

当該第3次広域計画は、第2次計画期間である平成24年度から28年度までの5年間の現状と課題を踏まえ、平成29年度以降の後期高齢者医療制度を運営するに当たっての広域連合

及び構成市町村が処理する事項などについて定めるものであります。

計画の期間は平成29年度から5年間とするものであります。

また、広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととしております。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第6号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第10、議案第7号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書21ページをお開き願います。

まず、議案第6号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてであります。これ以降、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては省略をさせていただきたいと存じますので御了承願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,480万円とするものであります。

議案書22ページ、23ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。また、別冊となっております平成28年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

議会費について、平成28年度は定例会2回、臨時会2回の計4回の開催で見込んでいたところ、本会議を含め計3回の開催の見込みとなりましたことのほか、総務費において派遣職員の人件費が決算見込みにより減額となることなどにより、所要額の補正を行うものであります。

議案書24ページは、本年3月中に複写機の更新に係る契約を施行するための債務負担行為の補正を追加するものでございます。

次に、議案書25ページをお開き願います。

議案第7号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,201万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,601億5,309万6,000円とするものであります。

議案書26ページ、27ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。なお、別冊となっております平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

特別会計の歳入は、市町村負担金の2億8,656万2,000円を増額、国庫支出金の2億2,450万7,000円を増額、県支出金1億8,687万4,000円を増額が主なものとなっております。このことにより、繰入金金を5億593万2,000円減額しております。

特別会計の歳出は、療養給付費1億1,307万1,000円の増、総務費1,164万8,000円の減額が主なものとなっております。

議案書28ページは、本年3月中に新年度複写機の更新及び診療報酬明細書維持点検等に係る委託契約を執行するための債務負担行為の補正を追加するものであります。

以上、議案第6号及び議案第7号につきまして御説明を申し上げます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第6号及び議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号及び議案第7号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第8号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第12、議案第9号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書29ページをお開き願います。

議案第8号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,618万9,000円とするものであります。

議案書30ページから31ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄を御覧願います。また、別冊となっております平成29年度一般

会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼総務課長。

○次長兼総務課長（浅沼 聡君） 平成29年度一般会計予算について、詳細を御説明いたします。

平成29年度の予算に関する説明書により御説明をいたします。

4ページ、5ページを御覧ください。

まず、歳入についてでございます。1款1項1目市町村負担金1億9,113万5,000円は、事務費負担金で、広域連合規約に基づき算定しました事務経費及び派遣職員に係る人件費等に充てるための市町村の負担金でございます。対前年度で313万5,000円の増額となっておりますのは事務用パソコン及び事務会計システムの更新等に伴うものでございます。

4款1項1目利子及び配当金2,000円は、財政調整基金に係る預金利息でございます。

6款1項1目基金繰入金480万3,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成27年度からの繰越金を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

7款1項1目繰越金及び8款1項1目預金利子はそれぞれ1,000円を存目計上しているものでございます。

8款2項3目雑入は、職員住宅として入居している住宅の賃貸料が広域連合の規定を上回る場合の超過分について、当該職員から徴収する使用料等について予定するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧願います。

歳出でございます。1款1項1目議会費194万円は、議会運営に係る経費といたしまして平成28年度実績から見積もった所要額を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費のうち1節から19節までは、広域連合事務局の運営に要する経費として計上したものでございます。主な経費といたしまして、3節の職員手当等は時間外勤務手当、寒冷地手当等でございます。9節旅費は全国後期高齢者医療広域連合協議会の諸会議等への参加に要する経費を含む額としております。14節使用料及び賃借料は事務用パソコン、岩手県自治会館事務室賃借料、職員住宅等の借上料等でございます。19節負担金、補助及び交付金は派遣職員の人件費負担金でございます。29年度におきましては平成28年度と同数の職員21名の派遣を県、市町にお願いしておりまして、所要見込み額を算定し計上した



ものでございます。

その他の一般管理費につきましては、28年度の支出実質見込み額から所要額を算定したところでございます。合計で前年度より300万6,000円増の1億9,301万円を計上するものでございます。

10ページ、11ページを御覧願います。

2款2項1目選挙管理委員会費及び2款3項1目監査委員費は、それぞれの委員会等の運営に要する経費など所要額を算定し計上しているものでございます。

以上で、一般会計に関する説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書33ページをお開き願います。

議案第9号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,537億1,444万4,000円とするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に、同一の款の各項経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

議案書34ページから35ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄を御覧願います。

なお、別冊となっております平成29年度後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

なお、詳細につきましては業務課長から御説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） それでは、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要から御説明いたします。

議案書の34ページ、35ページを御覧願います。

歳入でございます。第1款市町村支出金245億8,968万8,000円でございますが、市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であり、事務費の増加及び所得増などによる保険料等負担金の増額に伴い、前年度予算額より4億7,012万5,000円の増額となっております。

第2款国庫支出金545億2,924万9,000円でございますが、療養給付費負担金などの国庫負担金と調整交付金などの国庫補助金の合計額であり、歳出第2款の療養給付費の減額の影響な

どにより、前年度予算額より1億1,068万8,000円の減額となっております。

第3款県支出金128億2,629万4,000円ではありますが、療養給付費負担金などの県負担金と一部負担金特例措置支援事業費補助金の合計額である高額療養費が増加の見込みであることから、前年度予算額より3,705万3,000円の増額となっております。

第4款支払基金交付金611億8,384万2,000円ではありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます後期高齢者交付金であり、歳出第2款の療養給付費の減額の影響などにより、前年度予算額より2億145万4,000円の減額となっております。

第5款特別高額医療費共同事業交付金2,300万円ではありますが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款財産収入24万9,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子であります。

第8款繰入金4億3,878万5,000円ではありますが、保険料の負担軽減緩和に充てます後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金であります。

第9款繰越金ではありますが、前年度からの繰越金として1,000円を存目計上するものであります。

第11款諸収入1億2,333万6,000円ではありますが、預金利子のほか第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などの合計額であります。

続きまして、歳出であります。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別冊の平成29年度予算に関する説明書によりまして御説明いたします。

それでは、説明書の34ページ、35ページを御覧願います。

第1款総務費、第1項総務管理費3億9,618万9,000円ではありますが、35ページの説明欄に記載をしておりますとおり、一般管理事務経費のほか電算システムの運用保守業務委託料や診療報酬明細書の点検、制度改正に伴う周知リーフレット作成等に要する経費などあります。

36ページ、37ページを御覧願います。

第2項賦課徴収費52万円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や市町村との協議のための旅費であります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費1,471億4,070万5,000円ではありますが、平成29年12月診療分までの東日本大震災に伴う一部負担金免除の制度延長に係る経費を含む療養給付費及

び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払います診査支払手数料などであり、平成28年度診療報酬改定の影響により療養給付費の伸びが鈍化していることに伴い、前年度予算額より4億927万1,000円の減額となっております。

また、第2項高額療養諸費52億3,313万4,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。

38ページ、39ページを御覧願います。

第3項その他医療給付費3億9,246万円ではありますが、葬祭費であります。

第3款県財政安定化基金拠出金6,310万2,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金4,224万9,000円ではありますが、国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

38ページから41ページにかけて記載しております第5款保健事業費3億9,307万2,000円ではありますが、健康診査事業や人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などであり、健診受診者の増及び保健師を新たに雇用し保健事業の拡充などを見込み、前年度予算額より2,978万2,000円の増額となっております。

40ページ、41ページを御覧願います。

第7款基金積立金25万円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生ずる運用利子収入を基金に積み立てるものであります。

第8款公債費176万2,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款諸支出金4,100万1,000円ではありますが、保険料負担金の還付金や還付加算金として4,100万円、前年度国庫県支出金の療養給付費負担金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金等として、償還金に1,000円を存目計上しているものであります。

42ページ、43ページを御覧願います。

第10款予備費は1,000万円を計上したものであります。

以上、特別会計予算の説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 以上、議案第8号及び議案第9号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第 8 号及び議案第 9 号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第 8 号及び議案第 9 号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号及び議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 及 川 修 一

署 名 議 員 海 老 原 正 人